

令和2年1月30日

## スマートフォンアプリで市税等が納税できます

市税等は現在、市・金融機関・コンビニエンスストアの窓口や、口座振替で納税いただいております。令和2年4月から、スマートフォンで支払いができる機能（スマートフォン決済アプリ）を利用して便利に納税ができるよう、スマートフォンアプリ収納を開始します。

### 記

#### 1 スマートフォンアプリ収納開始日

令和2年4月1日（水）

#### 2 内 容

##### （1）対応税目

- ①市・県民税（普通徴収）
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税

##### （2）使用可能アプリ

- ①「LINE Pay」（LINE Pay 請求書支払い）
- ②「Pay Pay」（Pay Pay 請求書払い）
- ③「Pay B」
- ④「支払秘書」

##### （3）導入効果

- ①納付方法の増加により納税者の利便性が向上。
- ②納付書とスマートフォンがあれば、いつでもどこでも納付が可能。

#### 3 利用方法

##### （1）必要なもの

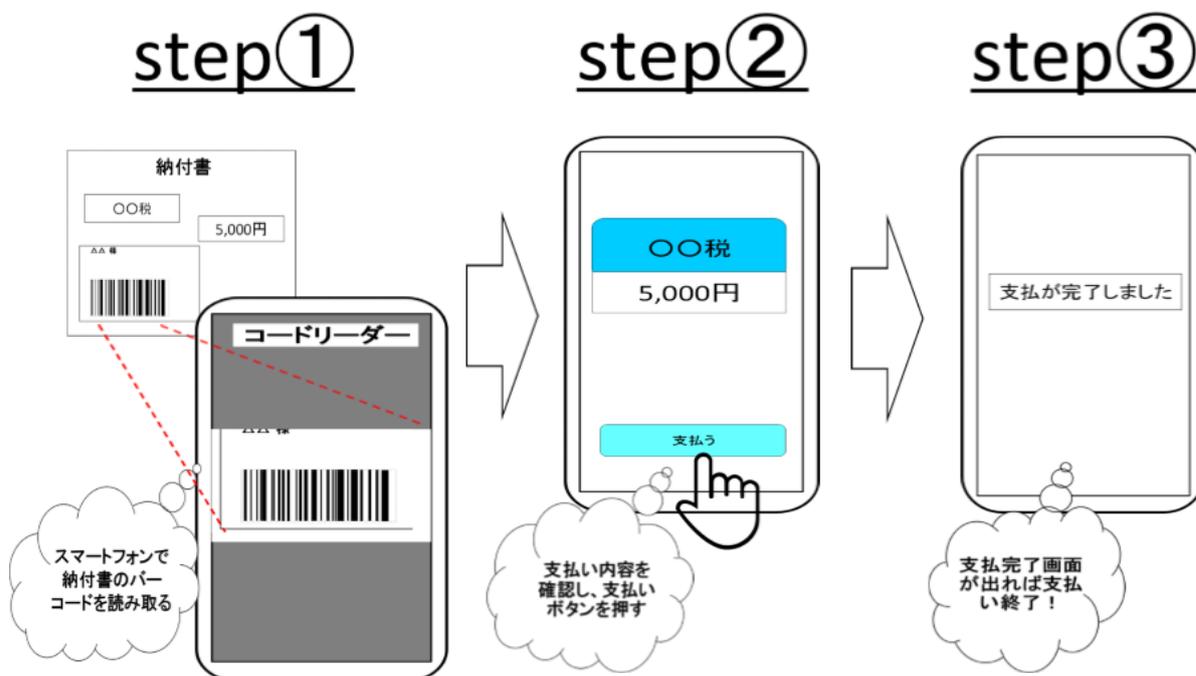
- ①納付書
- ②スマートフォン

※あらかじめ各アプリをダウンロードし必要事項を登録しておく必要があります。

## (2) 納付手順

- ①アプリを起動し、納付書に印字されたコンビニ収納用バーコードを読み取る。
- ②支払い内容を確認し、支払いボタンを押す。  
※アプリによってはパスワード入力が必要な場合があります。
- ③支払完了画面が出て支払い終了。

<イメージ図>



## (3) 留意点

- ①領収書は発行されません。納付履歴は各アプリの利用明細等で確認してください。
- ②納税証明書が必要な場合は市役所市民税課・各支所等の窓口で申請のうえ取得してください。スマートフォン決済後、福島市に収納されるまで最大2週間程度かかるため、軽自動車の車検等で納税証明書が至急必要な場合は、スマートフォンアプリ収納以外の納付方法をご利用ください。
- ③通信料は自己負担となります。

④次の納付書では、スマートフォンアプリによる納付はできません。

- ・納期限を過ぎた納付書
- ・汚れや破損によりバーコードが読み取れない納付書
- ・バーコードが印刷されていない納付書
- ・金額を訂正した納付書
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書

上記の場合は、金融機関窓口や市役所納付可能窓口で納付してください。

担当： 納税課 納税管理係  
課長 木本正弘、課長補佐 菅野芳正  
電話 024-525-3717 (直通)